

赤崎中学校と綾里中学校の統合後の校名・校歌・校章に合意

▷問い合わせ先＝学校統合推進室(☎内線278)

第5回赤崎・綾里地区 学校統合推進協議会(7月29日開催)

会議では、総務部会長(赤崎中学校長)から、赤崎中と綾里中の統合後の学校名、校歌、校章の案について報告を受け、協議を行いました。

校名については、総務部会案(大船渡東中学校、第二中学校、東中学校、東朋中学校)を尊重する意見が多く、4案の中から選定することで合意が図られましたが、どれにするかは、次回の協議会で再度話し合うこととなりました。

校歌・校章については、両校の文化・伝統として残せるものは残すというこれまでの合意を踏まえ、部会案のとおり、赤崎中学校の校歌と綾里中学校の校章をそれぞれ継承することを決定しました。

また、校章については、由来を変更することと色彩は現在のとおりにすることについても合意が図られました。

第6回赤崎・綾里地区 学校統合推進協議会(8月22日開催)

会議では、校名について、前回の協議を受けて、4案について話し合いました。

はじめに出席した全委員から、どの案が統合後の学校名にふさわしいと考えるか発言を求めたところ、市の東に位置する語に加えて、学友や仲間、優れているなどの意味がある「朋」という字を加え、2つの学校が統合し、^{とも}と学びながら発展することを表している「東朋中学校」が新校名としてふさわしい、との意見が過半数を占めました。

その後、他の案を推薦した委員にも再度発言を求め、最終的に採決の結果、校名を東朋中学校とすることで合意が図られました。

今後は、遠距離通学支援や学校経営の在り方といった具体的な事項について話し合いを進めていくことを確認し、閉会しました。

三	二	一	統合後の校歌(現赤崎中学校校歌)
誠を求め 道たずね 学びの日々も 健ややく 夕風わたる 校庭に われらの影の 伸びるとき 交す腕に 歌ごえに 今日のひと日の 誇りあり	太平洋の 汐騒は 世界の国の 呼ぶ声か 大平小平の 磯に散る 飛沫に虹の 架かるとき 眼ざし遠く 眉たかく われらが胸に 希望あり	朝さやかに 氷の上の 峰を流れる 白い雲 真澄の空を 仰ぎつつ 明日の日本を 誓うとき 若さは燦と かがやきて わが学び舎に 理想あり	作詞 石井昌光 作曲 下総皖一



統合後の校章
(現綾里中学校校章)

気仙産材を使用した住宅の建築費用を助成します

▷問い合わせ先＝農林課林業係(☎内線7127)

気仙産材(大船渡市、陸前高田市または住田町のいずれかの区域内の森林から生産された木材。以下同じ)を使用して住宅を新築・増改築する人に対し、建築費用の一部を助成します。

▷対象

- ・新築＝気仙産材を5㎡以上使用すること
- ・増改築＝気仙産材を1㎡以上使用すること

▷補助額＝気仙産材1㎡につき1万円を乗じた額(上限50万円)

▷その他

- ・工事着工前に相談ください。
- ・生活再建住宅支援事業(県助成事業)などの国、県または市で実施する他の補助金との併用はできません。



(9) 広報大船渡 令和元年9月5日号(No. 1158)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

客船「ぱしふいっくびいなす」を歓迎しましょう

▷問い合わせ先＝観光推進室(☎内線115)



客船「ぱしふいっくびいなす」が、大船渡港へ入港します。「ぱしふいっくびいなす」の大船渡港への入港は、今回で16回目となります。

当日は、皆さんの温かい歓迎をお願いします。

▷期日＝9月22日(日)

▷時間＝午前8時入港/午後6時出港

▷入港会場＝大船渡港野々田ふ頭

▷来場者用臨時駐車場＝キャッセン大船渡モール&パティオ駐車場

※午前9時ごろから野々田ふ頭～臨時駐車場間の往復無料シャトルバスを運行します。駐車場から会場までは、徒歩で約10分です。

■歓迎行事概要(予定)

- ◎オープニングアトラクション
午前7時40分ごろから【綾里大権現舞の披露/大船渡商工会議所女性会太鼓演奏】
- ◎入港歓迎セレモニー
午前8時10分から
- ◎歓迎イベント
午前9時(一部8時30分)から午後5時30分
【観光案内所開設、大船渡港限定特産品販売、日本酒試飲・販売、レンタサイクルほか】
- ◎三陸ジオパークVR体験
午前8時30分から午後5時
VRゴーグルを使った三陸ジオパークの体験
- ◎船内見学会
午前10時から11時(申込受付は終了しています)
- ◎出港セレモニー
午後5時30分から【第一中学校吹奏楽部による演奏/綾里大権現舞の披露/黄色いハンカチ・紙テープでお見送りなど】
- ▷その他＝天候などにより、行事を変更、中止する場合があります。また、野々田ふ頭への一般車両の乗り入れはできません。

被災者生活再建支援金の申請は来年4月10日まで

▷問い合わせ先＝地域福祉課生活支援係(☎内線184)

被災者生活再建支援金の対象となる人で、申請していない人は、早めの申請をお願いします。

▷申請期限＝令和2年4月10日(金)

▷支援金の種類＝下表のとおり

▷申請方法＝申請書に必要事項を記載の上、提出ください。

申請書は地域福祉課で交付するほか、市ホームページからダウンロードできます。

※郵送による申請も可能です。

▷その他＝これまで支給を受けた人への追加の支給を行うものではありません。

支援金種別	支給対象	
基礎支援金	東日本大震災により、居住していた住居に被害を受けた世帯	住宅が全壊した世帯
		住宅が大規模半壊した世帯
		住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
加算支援金	基礎支援金を受給し、住宅再建の契約を済ませた世帯	住宅を建設・購入した世帯
		住宅を補修した世帯 住宅を賃借した世帯※公営住宅を除く(公営住宅退去後の住宅再建は対象となります)

(8)